

# 「各種事務事業の取扱い」

## 15 商工・労働分科会（金融対策、商業振興）

長岡市・栃尾市合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
290	010102	倒産防止等融資		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
291	010103	中小企業振興資金(普通貸付)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
292	010104	中小企業振興資金(創業貸付)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
293	010105	中小企業高度化資金		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
294	010107	中小企業振興資金(小口)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
295	010109	中心市街地産業集積促進資金		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
296	010201	県信用保証協会保証料補助		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
297	010101	経営安定・不況対策特別融資		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
298	010106	地方産業育成資金	経過	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、廃止後は中小企業振興資金等、より有利な他の融資制度で対応する。
300	010304	がん木整備補助事業(商業環境施設整備等補助金)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
301	010306	露店市場管理運営事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。
302	010321	商店街ライトアップ促進事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
303	010322	アーケード維持管理負担金		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
304	010323	アーケード建設費負担金		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
305	010324	商店街活性化ワークショップ事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
306	010325	地域通貨研究会支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
309	010317	チャレンジショップ運営事業		現行どおり	現行どおりとする。
310	010318	S O H O 起業家育成支援事業		現行どおり	現行どおりとする。
311	010319	新規出店者育成支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
312	010301	中小企業大学校受講料補助金	経過	合併後に廃止	廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、廃止後は長岡市米百俵財団の助成制度で対応する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

290

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	02	倒産防止等融資
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	中小企業連鎖倒産防止対策資金	なし	なし	なし	なし	なし	
予算額	387,500千円						
担当課・係	商業振興課商業振興係						
(1)目的 取引先企業の倒産による影響で債権の回収が困難となる市内中小企業者の資金不足に対応し、経営の安定を支援する。							
(2)内容 貸付対象 市内で事業所又は事務所を1年以上営業している中小企業者で倒産関連中小企業者として市長の認定を受けたもの 資金用途 運転資金 融資限度額 債権額の範囲内で3,000万円限度 融資利率 年1.9%(信用保証付1.7%) 返済期間 9年以内(据置2年以内)							
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし			長岡市の制度に統一する。





# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

293

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	05	中小企業高度化資金
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	中小企業高度化資金	なし	なし	なし	なし	事業名	中小企業振興資金
予算額	281,428千円					予算額	100,000千円
担当課・係	商業振興課商業振興係					担当課・係	商工観光課商工振興係
(1)目的 市内中小企業者等の経営の合理化と企業基盤の安定を図るため、事業の共同化及び集団化、又は施設及び設備の近代化に要する資金の融資を行う。						(1)目的 市内中小企業者の経営の合理化、施設又は設備の近代化及び共同化事業等に必要な資金の融資を行い、もって中小企業の健全な育成振興を図ることを目的とする。	
(2)内容 ・中小企業高度化資金普通貸付 ・中小企業高度化資金組合貸付 ・中小企業振興資金高度化資金組合貸付(県高度化事業活用) ・中小企業高度化資金特別貸付(中小流通業店舗等活性化資金)						(2)内容 共同施設事業資金 貸付対象 市内に住所又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者の組合並びに団体で、次の全てを満たすもの ・県信用保証協会の信用保証対象業種に属する事業を営むもの ・本制度融資を受けた資金の償還を完済しているもの 資金使途 設備資金 融資限度額 30,000千円 融資利率 年2.05% 返済期間 10年以内(1年以内)の措置含む	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						長岡市の制度に統一する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

294

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	07	中小企業振興資金(小口)
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	中小企業振興資金小口貸付	なし	なし	なし	なし	事業名	小企業経営改善融資事業
予算額	23,931千円					予算額	10,000千円
担当課・係	商業振興課商業振興係					担当課・係	商工観光課商工振興係
(1)目的 小規模事業者の資金繰り円滑化を図る。  (2)内容 貸付対象 市内で1年以上営業している小規模企業者 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 750万円 融資利率 年2.0% 返済期間 運転資金 5年以内(据置6ヶ月以内を含む) 設備資金 6年以内(据置6ヶ月以内)						(1)目的 経営基盤の弱い市内小規模企業者にその経営改善に必要な資金の融資を行い、もって小企業の育成を図ることを目的とする。  (2)内容 貸付対象 市内に住所又は事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営む小企業者で、次の全てを満たすもの ・常用従業員数が商業、サービス業にあっては2人以下、製造業にあっては5人以下で、県信用保証協会の信用保証対象業種に属する事業を営むもの ・本制度融資を受けた資金の償還を完済しているもの ・市税を完納しているもの 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 300万円 融資利率 年1.85% 返済期間 3年以内(6ヶ月以内)の措置含む	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						長岡市の制度に統一する。	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

295

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	09	中心市街地産業集積促進資金
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	中心市街地産業集積促進資金	なし	なし	なし	なし	なし	
予算額	33,530千円						
担当課・係	商業振興課商業振興係						
(1)目的	中心市街地で事業を開始しようとする中小企業者に融資することにより中心市街地の産業集積を促進する。						
(2)内容	貸付対象 中心市街地の区域内で事業を開始しようとする者 資金使途 運転資金 設備資金 融資利率 年2.3%(保証付1.8%) 融資限度額 1,000万円 返済期限 7年以内(据置1年以内)						
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし			長岡市の制度に統一する。



# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月27日

297

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	01	経営安定・不況対策特別融資
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	経営改善支援特別融資	なし		事業名	不況対策特別資金融資	事業名	不況対策緊急資金融資
予算額	3,492,557千円			予算額	43,000千円	予算額	700,000千円
担当課・係	商業振興課商業振興係			担当課・係	企画振興課商工観光係	担当課・係	商工観光課商工振興係
(1)目的 市内中小企業者の経営基盤の確立に必要な運転資金を供給し、企業経営の安定と向上を図る。				(1)目的 経済不況の長期化により、事業活動に影響を受けている町内の中小企業者に対し、経営の安定化と健全な発展を図るための資金の融資を行なう。		(1)目的 景気後退による急激な販売不振等厳しい状況下にある中小企業者に対し、金融の円滑化を図り、経営の安定に資することを目的とする。	
(2)内容 ・貸付対象 市内で事業所又は事務所を営んでいる中小企業者でセーフティネット保証の要件に該当するもの。 ・資金使途 運転資金(保証付市既往借入金借換も認める) ・融資限度額 3,000万円 ・融資利率 5年以内年2.2%(信用保証付1.7%) 5年超年2.4%(信用保証付1.9%) ・返済期間 9年以内(据置1年以内)				(2)内容 ・貸付対象 町内で別に定める事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者で不況の影響により最近3ヶ月間の月平均売上が前年同期に比して10%以上減少しているか、又は最近3ヶ月間の収益、資金繰り、操業率等悪化していることにより企業経営に支障をきたしているもの。 ・貸付使途 運転資金 ・融資限度額 1,000万円 ・融資利率 年2.4%(信用保証付1.7%) ・返済期間 5年(据置1年以内)		(2)内容 不況対策緊急資金融資 貸付対象 次の全てを満たすもの ・市内に住所又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(ただし、風俗関連業種、サービス業のうち娯楽業及び医療業を除く) ・最近3ヶ月の売上が過去3年間のいずれかの年の同期の売上に比較して、減少しているもの ・市税を完納しているもの 貸付使途 運転資金 融資限度額 3,000万円 融資利率 年2.1%(信用保証付1.6%) ただし、融資期間が5年を超えるもの年2.2%(信用保証付1.7%) 返済期間 7年以内(6ヶ月以内)の措置含む	
三島町		山古志村		小国町		課 題	
事業名	緊急不況対策特別資金融資	なし		事業名	商工業振興資金(緊急経営安定対策資金)	調整方針案	
予算額	26,776千円			予算額	70,000千円		
担当課・係	産業振興課産業振興係			担当課・係	企画商工課・商工観光係		
(1)目的 中小企業の金融円滑化を促進し、中小企業の経営安定と育成を図る。				(1)目的 町内の商工業の振興を図るため、貸付を行う、不況対策資金。			
(2)内容 ・貸付対象 町内に住所又は事業所を有し、1年以上営業する中小企業者又は破綻緊急機関等と取引を行っているため資金調達に困難をきたしているもの ・資金使途 運転資金 ・融資限度額 1,000万円 ・融資利率 年1.8% ・返済期間 7年以内(据置1年以内)				(2)内容 商工業振興資金 ・貸付対象 町内に住所、若しくは事業所を有する者で、事業を営んでいる中小企業者であり、町税の納税状況が良好な者及び他の制度資金の借入が困難な者 ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 運転資金 500万円、設備資金 1,000万円 ・融資利率 年2.45%(信用保証付は1.95%) ・返済期間 運転資金5年以内(据置6月以内) 設備資金7年以内(据置1年以内) 緊急経営安定対策資金 ・資金使途 運転資金 ・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 年2.45%(信用保証付1.95%) ・返済期間 7年以内(据置2年以内) 小口緊急対策資金 ・資金使途 運転資金 ・融資限度額 200万円 ・融資利率 年2.45% ・返済期間 1年以内			
						長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会：長岡市の制度に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。なお、制度未実施の町村は、平成17年度から長岡市の制度を適用する。)	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月27日

298

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	06	地方産業育成資金
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
なし		事業名	地方産業育成資金	事業名	産業育成資金	事業名	産業育成融資事業
		予算額	16,000千円	予算額	36,000千円	予算額	60,000千円
		担当課・係	産業課 商工係	担当課・係	企画振興課商工観光係	担当課・係	商工観光課商工振興係
		(1)目的	中小企業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行う。	(1)目的	町内中小商工業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付を行う。	(1)目的	中小企業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行う。
		(2)内容	貸付対象 次のすべてを満たすもの ・ 市内に住所又は事業所を有し、指定された業種の中小企業者 ・ 市税を完納しているもの 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は年1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6ヵ月以内)	(2)内容	貸付対象 町内に住所若しくは事業所を有する者で現に事業を営んでいる中小企業者 資金用途 運転資金・設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6ヵ月以内)	(2)内容	貸付対象 次の全てを満たすもの ・ 市内に住所又は事業所を有し、指定された業種の中小企業者 ・ 市税を完納しているもの 資金用途 運転資金・設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(6ヵ月以内)の措置含む
三島町		山古志村		小国町		課題	
事業名	地方産業育成資金	事業名	山古志村地方産業育成資金貸付	事業名	地方産業育成資金	県制度であり、栃尾市との合併については、合併の時期が平成17年度途中のため、合併時から長岡市の制度に統一することは困難である。  (長岡地域合併協議会：廃止する。なお、廃止後は、中小企業振興資金等、より有利な他の融資制度で対応する。)	
予算額	1,992千円	予算額	2,000千円	予算額	40,000千円		
担当課・係	産業振興課産業振興係	担当課・係	産業課産業係	担当課・係	企画商工課・商工観光係		
(1)目的	中小商工業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行う。	(1)目的	中小商工業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行う。	(1)目的	中小商工業の育成振興を図るため、地方産業育成資金の貸付事業を行う。		
(2)内容	貸付対象 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は年1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6ヵ月以内)	(2)内容	貸付対象 村内に住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は年1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6ヵ月以内)	(2)内容	貸付対象 町内に住所又は事業所を有し、現に事業を営んでいる中小企業者 資金用途 運転資金、設備資金 融資限度額 10,000千円 融資利率 年2.45%(信用保証付は年1.95%) 返済期間 運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置6ヵ月以内)		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

300

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	04 がん木整備補助事業(商業環境施設整備等補助金)																
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td colspan="3">がん木整備事業</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>2,040千円</td> <td>担当課</td> <td>商業振興課</td> </tr> </table> <p>(1)目的 商店街の発展と冬期間等における歩行者の安全確保に資するため、がん木整備事業を行う個人又は団体に対し、補助金を交付する。</p> <p>(2)内容 対象事業 がん木の新設又は改修に要する経費(工事費)及び同時整備の広告板、照明、音響設備等。 補助内容 商業・近商地域内一区画連続...補助率25% 克雪街区指定路線...補助率25% 商業・近商地域内単独...補助率15% 補助限度額・・・5千万円</p> <p>《商業環境施設整備補助金》 対象事業 アーケード、街路灯、カラー舗装の新設又は改修に要する経費(工事費)等 補助内容 商業団体等...補助率30% 商業者である個人...補助率25%</p>	事業名	がん木整備事業			予算額	2,040千円	担当課	商業振興課	なし	なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td colspan="3">商店街ミニ近代化モデル整備事業補助金</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>0千円</td> <td>担当課</td> <td>商工観光課</td> </tr> </table> <p>(1)目的 商店街を近代化して商業活動の活性化を図るための商店街整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付。</p> <p>(2)内容 対象事業 栃尾商工会が行うおおむね1以上の商店街を範囲とするがん木等の整備事業 補助内容 がん木の路面補修工事...補助率60%以内 がん木設置工事及びこれに付随する照明工事...補助率15%以内 街路照明施設...補助率30%以内 補助限度額・・・ その他市長が認める事業については、予算の範囲内で認められた額</p>	事業名	商店街ミニ近代化モデル整備事業補助金			予算額	0千円	担当課	商工観光課
事業名	がん木整備事業																		
予算額	2,040千円	担当課	商業振興課																
事業名	商店街ミニ近代化モデル整備事業補助金																		
予算額	0千円	担当課	商工観光課																
三島町	山古志村	小国町	課題																
なし	なし	なし	調整方針案 長岡市の制度に統一する。																

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月27日

301

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																													
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	06 露店市場管理運営事業																													
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">露店市場管理運営事業</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 10%;">7,003千円</th> <th style="width: 10%;">担当課</th> <th style="width: 10%;">商業振興課</th> <th style="width: 10%;">係</th> <th style="width: 10%;">商業振興係</th> </tr> <tr> <td colspan="8">                     (1)目的                      商業者の販売活動の活発化と経済的地位の向上を図るとともに、消費者の利便性の向上を図る。                      (2)内容                      定期露店市場                      ・定期露店市場の出店者に関しては、基本的には年度始めに届け出があり、それを受理して、出店許可を行う。                      ・五・十の市 毎月1, 5, 10, 15, 20, 25日、三・八の市 毎月3, 8, 13, 18, 23, 28日                      臨時露店市場                      ・平潟神社春季大祭 4月26、27日、平潟神社夏季大祭 7月26、27日                      ・長岡まつり 8月1～3日(1小間300円)、お盆花市 8月12日(1小間200円)                      ・年末市・年始市(年末市: 12月29、30日 年始市: 1月3、4日)                 </td> </tr> </table>	事業名	露店市場管理運営事業	予算額	7,003千円	担当課	商業振興課	係	商業振興係	(1)目的 商業者の販売活動の活発化と経済的地位の向上を図るとともに、消費者の利便性の向上を図る。 (2)内容 定期露店市場 ・定期露店市場の出店者に関しては、基本的には年度始めに届け出があり、それを受理して、出店許可を行う。 ・五・十の市 毎月1, 5, 10, 15, 20, 25日、三・八の市 毎月3, 8, 13, 18, 23, 28日 臨時露店市場 ・平潟神社春季大祭 4月26、27日、平潟神社夏季大祭 7月26、27日 ・長岡まつり 8月1～3日(1小間300円)、お盆花市 8月12日(1小間200円) ・年末市・年始市(年末市: 12月29、30日 年始市: 1月3、4日)								なし	なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">露店市場管理運営事業</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 10%;">1,176千円</th> <th style="width: 10%;">担当課</th> <th style="width: 10%;">商工観光課</th> </tr> <tr> <td colspan="6">                     (1)目的                      生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。                      (2)内容                      定期露店市場                      ・開設日: 7月を除く毎月24日                      ・開設場所: 栃尾市金町地内、市役所前通り約200mの両側                      ・出店内容: 日用雑貨、食料品、植木等約40店舗                      ・出店料: 1口150円(間口3.6m、奥行1.5m)                      臨時露店市場                      ・開設日: 諏訪神社春季大祭 4月28日・29日(2日間)、うま市、秋葉の火祭 7月23日・24日(2日間)                      ・開設場所: 栃尾市谷内1・2目地内国道290号谷内通り約400mの両側                      ・出店内容: 玩具、菓子類、食料品、植木等約100～120店                      ・出店料: 1口200円(間口2.0m、奥行1.5m)                 </td> </tr> </table>	事業名	露店市場管理運営事業	予算額	1,176千円	担当課	商工観光課	(1)目的 生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。 (2)内容 定期露店市場 ・開設日: 7月を除く毎月24日 ・開設場所: 栃尾市金町地内、市役所前通り約200mの両側 ・出店内容: 日用雑貨、食料品、植木等約40店舗 ・出店料: 1口150円(間口3.6m、奥行1.5m) 臨時露店市場 ・開設日: 諏訪神社春季大祭 4月28日・29日(2日間)、うま市、秋葉の火祭 7月23日・24日(2日間) ・開設場所: 栃尾市谷内1・2目地内国道290号谷内通り約400mの両側 ・出店内容: 玩具、菓子類、食料品、植木等約100～120店 ・出店料: 1口200円(間口2.0m、奥行1.5m)						
事業名	露店市場管理運営事業	予算額	7,003千円	担当課	商業振興課	係	商業振興係																									
(1)目的 商業者の販売活動の活発化と経済的地位の向上を図るとともに、消費者の利便性の向上を図る。 (2)内容 定期露店市場 ・定期露店市場の出店者に関しては、基本的には年度始めに届け出があり、それを受理して、出店許可を行う。 ・五・十の市 毎月1, 5, 10, 15, 20, 25日、三・八の市 毎月3, 8, 13, 18, 23, 28日 臨時露店市場 ・平潟神社春季大祭 4月26、27日、平潟神社夏季大祭 7月26、27日 ・長岡まつり 8月1～3日(1小間300円)、お盆花市 8月12日(1小間200円) ・年末市・年始市(年末市: 12月29、30日 年始市: 1月3、4日)																																
事業名	露店市場管理運営事業	予算額	1,176千円	担当課	商工観光課																											
(1)目的 生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。 (2)内容 定期露店市場 ・開設日: 7月を除く毎月24日 ・開設場所: 栃尾市金町地内、市役所前通り約200mの両側 ・出店内容: 日用雑貨、食料品、植木等約40店舗 ・出店料: 1口150円(間口3.6m、奥行1.5m) 臨時露店市場 ・開設日: 諏訪神社春季大祭 4月28日・29日(2日間)、うま市、秋葉の火祭 7月23日・24日(2日間) ・開設場所: 栃尾市谷内1・2目地内国道290号谷内通り約400mの両側 ・出店内容: 玩具、菓子類、食料品、植木等約100～120店 ・出店料: 1口200円(間口2.0m、奥行1.5m)																																
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">露店市場管理運営事業</th> <th style="width: 10%;">予算額</th> <th style="width: 10%;">0千円</th> <th style="width: 10%;">担当課</th> <th style="width: 10%;">係</th> <th style="width: 10%;">産業課産業振興係</th> </tr> <tr> <td colspan="7">                     (1)目的                      生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。                      (2)内容                      三島町露天市場条例に基づく                      臨時露店市場                      ・開設日、場所等: その都度町長が定める                 </td> </tr> </table>	事業名	露店市場管理運営事業	予算額	0千円	担当課	係	産業課産業振興係	(1)目的 生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。 (2)内容 三島町露天市場条例に基づく 臨時露店市場 ・開設日、場所等: その都度町長が定める							なし	なし	栃尾市については、使用料の徴収の関係から、合併の時期が平成17年度途中のため、合併時から長岡市の制度に統一することは難しい。	長岡市の制度に統一する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会: 長岡市の制度に統一する。)														
事業名	露店市場管理運営事業	予算額	0千円	担当課	係	産業課産業振興係																										
(1)目的 生活関連用品等の市場及び市街地祭礼時に市場を開設し、市民消費生活の利便を図るとともに寄与と交流拡大、賑わいづくりを目的とする。 (2)内容 三島町露天市場条例に基づく 臨時露店市場 ・開設日、場所等: その都度町長が定める																																

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

302

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	21 商店街ライトアップ促進事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
<p>(1)目的 明るく賑わいのある商店街の実現を図るため、イルミネーション照明等の設置により商店街のライトアップを促進する商店街に対し助成を行う。</p> <p>(2)内容 長岡市アーケイド設置基準によるアーケイドを所有し、東北電力と従量灯契約をしている商店街が、一年間に支払ったアーケイドの照明等の電気料金(1月から12月まで)に対し、3分の1を補助金として交付するもの。</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

303

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	03	商業振興	22	アーケード維持管理負担金
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	アーケード維持管理負担金						
予算額	979千円	担当課	商業振興課	なし	なし	なし	
(1)目的	商業基盤施設として整備されたアーケード維持管理費について、市有地の間口分を負担する。						
(2)内容	大手通1丁目アーケードの厚生会館間口分及び大手口南アーケードの長岡駅大手口広場間口分の維持管理費(メンテナンス、歩道、天井清掃費など)及び電気料について負担するもの。 平成16年度予算内訳 大手通1丁目アーケード ・維持管理費 262千円 ・電気料 360千円 大手口南アーケード ・維持管理費 297千円 ・電気料 60千円						
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
なし		なし		なし			長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

304

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業									
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	23	アーケード建設費負担金								
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業名</td> <td colspan="3">アーケード建設費負担金</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>1,573千円</td> <td>担当課</td> <td>商業振興課</td> </tr> </table> <p>なし</p> <p>(1) 目的 商業基盤施設として整備されたアーケードの建設費について、市有地の間口分を負担するもの。</p> <p>(2) 内容 大手通1丁目アーケードの建設費のうち、厚生会館部分(間口割り)について負担するもの。 平成9年度に完成し、5年据置、平成15年度から償還を開始し、平成29年度で償還が終了する。 平成15年度(初年度) 1,577千円 平成16年度~平成29年度 1,573千円</p>	事業名	アーケード建設費負担金			予算額	1,573千円	担当課	商業振興課	なし	なし	なし	
事業名	アーケード建設費負担金											
予算額	1,573千円	担当課	商業振興課									
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案								
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。								

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

305

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 5 商工・労働	0 1 商業	0 3 商業振興	2 4 商店街活性化ワークショップ事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
事業名 商店街活性化ワークショップ事業 予算額 115(千円)   担当課・係 商業振興課	なし	なし	なし	
(1)目的 地元の資源を生かした回遊して楽しめるまちをつくるため、関係者の意識啓発を行うもの。 (2)内容 宮内地区の寺社、醸造所、酒蔵などの観光資源や古い町並みを生かした通年観光を目指して、商店街や異業種関係者で構成したメンバーで意見交換を行い、まちづくりに取り組む。				
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

306

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	03	商業振興	25	地域通貨研究会支援事業
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
事業名	地域通貨研究事業						
予算額	124(千円) 担当課・係 商業振興課	なし	なし	なし	なし	なし	
(1)目的	地域通貨導入に向けた研究会を実施するもの。						
(2)内容	地域通貨が地域にもたらす経済効果や成功事例を研究し、関原、二和地区での導入を検討するもの。						
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
なし		なし		なし			長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

309

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	17	チャレンジショップ運営事業
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)目的 この事業は、中心市街地の空き店舗を活用し、新規業種・業態店舗の誘致育成を図りながら、中心市街地に出店を望む意欲ある人に、大手通2丁目の空き店舗の1画を1年間提供するもの  (2)内容 平成15年度チャレンジショップの概要 ・名称 リード・フロー ・所在地 長岡市大手通2丁目4-3 ・出店区画数 4区画(1区画約2坪・全体面積約18坪) ・出店者負担 (月額)出店料1万円、共益費1万円 (合計2万円) ・出店期間 1年間 支援体制 ・ワーキング部会による経営指導 ・出店者研修会の開催 ・店舗改装費補助	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

310

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
15 商工・労働	01 商業	03 商業振興	18	SOHO起業家育成支援事業
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)目的 情報機器を活用した起業家に、小区画・低賃料でインターネット環境が整ったオフィスを一定期間提供し、育成を図ることで地域経済の活性化を促進する。  (2)内容 インキュベーション機能の整備 ・所在地 長岡市殿町2-3-9 ・募集室数 5室(1室約4坪:12.0㎡) ・利用料 月額40,000円  ・入居期間 平成14年9月1日(日)から最長2年間 ネットワークの構築及び育成・支援 下記目的を達成するため、SOHO事業者及び情報産業等が出席する交流会を年間2回程度開催する。 ・SOHO事業者同士のネットワークの構築 ・ソフト産業とのネットワークの構築 各種エキスパートによるサポートシステムの構築 資金、技術、特許などの起業や経営に関わる相談等、起業家が抱える問題に対応するため、専門家によるサポートシステムを構築する。	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月27日

311

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
15	商工・労働	01	商業	03	商業振興	19	新規出店者育成支援事業
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市	
<p>(1)目的 市内の商店街区の連続性を維持し、集客力と回遊性を向上させるため、空き店舗または空き地を活用して実施する新規開業者の出店または各種集客事業に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(2)内容 対象事業 小売業、一般飲食店またはサービス業に属する事業で、1階において商店街区のにぎわいづくりに適した事業を行うもの 対象経費 ・空き店舗の賃貸料 ・店舗改装費 補助率等 ・空き店舗の賃貸料に2分の1を乗じて得た額以内の額とし、1出店者につき月額10万円を限度とする。 ・店舗改装費の2分の1以内で1出店者につき50万円を限度とする。 補助期間 事業開始日の属する月の翌月から最長12か月間(チャレンジショップ運営事業により育成された新規出店者は、24か月間)</p>		なし		なし		<p>(1)目的 商店街の空き店舗の実態調査を行い、これを活用し、もって商店街の活性化を図る。</p> <p>(2)内容 ・商工会、商店街と協議しながら空き店舗の活用を行う。</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。 (長岡地域合併協議会：現行どおりとする。)	

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・栃尾市合併協議会)

作成日 平成17年 1月27日

312

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業																																																																													
15	商工・労働	01	商業	03	商業振興	01	中小企業大学校受講料補助金																																																																												
長岡市		中之島町		越路町		栃尾市																																																																													
なし		なし		なし		<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="3">中小企業大学校受講料補助金</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>80千円</td> <td>担当課</td> <td>商工観光課</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)目的</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2)内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交付対象</td> </tr> <tr> <td colspan="4">市内に事業所を有する法人又は個人。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交付基準(従業員規模又は資本金規模)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">製造業、建設業、運輸業等</td> </tr> <tr> <td colspan="4">300人以下又は資本金300,000千円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="4">卸売業</td> </tr> <tr> <td colspan="4">100人以下又は資本金100,000千円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小売業</td> </tr> <tr> <td colspan="4">50人以下又は資本金50,000千円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="4">サービス業</td> </tr> <tr> <td colspan="4">100人以下又は資本金50,000千円以下</td> </tr> <tr> <td colspan="4">補助金交付額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・補助対象各研修ごとに一中小企業者当たり1人とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・補助率等研修受講料の1/3とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</td> </tr> </table>		事業名	中小企業大学校受講料補助金			予算額	80千円	担当課	商工観光課	(1)目的				中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付				(2)内容				交付対象				市内に事業所を有する法人又は個人。				交付基準(従業員規模又は資本金規模)				製造業、建設業、運輸業等				300人以下又は資本金300,000千円以下				卸売業				100人以下又は資本金100,000千円以下				小売業				50人以下又は資本金50,000千円以下				サービス業				100人以下又は資本金50,000千円以下				補助金交付額				・補助対象各研修ごとに一中小企業者当たり1人とする。				・補助率等研修受講料の1/3とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。			
事業名	中小企業大学校受講料補助金																																																																																		
予算額	80千円	担当課	商工観光課																																																																																
(1)目的																																																																																			
中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付																																																																																			
(2)内容																																																																																			
交付対象																																																																																			
市内に事業所を有する法人又は個人。																																																																																			
交付基準(従業員規模又は資本金規模)																																																																																			
製造業、建設業、運輸業等																																																																																			
300人以下又は資本金300,000千円以下																																																																																			
卸売業																																																																																			
100人以下又は資本金100,000千円以下																																																																																			
小売業																																																																																			
50人以下又は資本金50,000千円以下																																																																																			
サービス業																																																																																			
100人以下又は資本金50,000千円以下																																																																																			
補助金交付額																																																																																			
・補助対象各研修ごとに一中小企業者当たり1人とする。																																																																																			
・補助率等研修受講料の1/3とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。																																																																																			
三島町		山古志村		小国町		課題																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="3">中小企業大学校三条校受講料補助金</td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>50千円</td> <td>担当課</td> <td>産業課</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)目的</td> </tr> <tr> <td colspan="4">中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2)内容</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交付対象</td> </tr> <tr> <td colspan="4">町に事業所を有する法人又は個人。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">交付基準</td> </tr> <tr> <td colspan="4">製造業、建設業、運輸業等。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">補助金交付額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">各研修ごとに、補助率は研修受講料の2分の1とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。先着順で予算範囲内。</td> </tr> </table>		事業名	中小企業大学校三条校受講料補助金			予算額	50千円	担当課	産業課	(1)目的				中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。				(2)内容				交付対象				町に事業所を有する法人又は個人。				交付基準				製造業、建設業、運輸業等。				補助金交付額				各研修ごとに、補助率は研修受講料の2分の1とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。先着順で予算範囲内。				なし		なし		<p>廃止する。ただし、栃尾市については、平成17年度は現行どおりとする。なお、廃止後は長岡市米百俵財団の助成制度で対応する。</p> <p>(長岡地域合併協議会：廃止する。なお、廃止後は長岡市米百俵財団の助成制度で対応する。)</p>																																	
事業名	中小企業大学校三条校受講料補助金																																																																																		
予算額	50千円	担当課	産業課																																																																																
(1)目的																																																																																			
中小企業又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、中小企業事業団中小企業大学校三条校の行う研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。																																																																																			
(2)内容																																																																																			
交付対象																																																																																			
町に事業所を有する法人又は個人。																																																																																			
交付基準																																																																																			
製造業、建設業、運輸業等。																																																																																			
補助金交付額																																																																																			
各研修ごとに、補助率は研修受講料の2分の1とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。先着順で予算範囲内。																																																																																			